

調達要求番号： 6NM51A00017

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
		仕 様 書 番 号	
		第 1 3 号	
貯湯槽清掃役務	防衛大臣承認	令 和	年 月 日
	作 成	令 和 8 年	4 月 7 日
	変 更	令 和	年 月 日
	作成部隊等名	霞 目 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科	

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する「貯湯槽清掃役務」について適用する。

2 役務概要

霞目駐屯地内貯湯槽 6 基の内部清掃を実施する。

3 実施場所

宮城県仙台市若林区霞目 1－1－1 陸上自衛隊霞目駐屯地 No.9 7 建物、No.1 3 0 建物、No.1 3 3 建物、No.1 3 9 建物、No.1 4 4 建物

4 共通事項

本役務はボイラー及び圧力容器安全規則第 7 3 条及び 7 5 条に基づく性能検査のために実施するものであり、内容は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年度版）」及びメーカー仕様書による。

5 一般事項

- (1) 仕様書の疑義は、監督官の指示による。また、特に指示がない場合であっても技術上当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (2) 軽微な仕様変更による、契約金額の増減は行わない。
- (3) 本作業履行に必要な資器材及び材料は、全て請負者が準備する。
- (4) 請負者は契約締結後、速やかに着手届及び役務工程表を作成し、監督官の承認を受け、着手する。
- (5) 請負者は着手前に現場代理人を選出し、所定の様式による通知書を監督官に提出する。
- (6) 請負者は下請負者を雇用する場合、下請負者設定通知書を作成し、監督官に提出する。
- (7) 請負者は原則として作業期間中、所定の様式による役務日報を、作業日の翌 1 2 0 0 までに監督官に提出する。
- (8) 各作業毎着手前・中・完了後隠蔽される場所、主要な進行段階の状況等、その他監督官の指示する場所を撮影し、写真台帳へまとめ提出する。
- (9) 電力及び水道を使用する場合は、部隊の規則に基づき契約担当官と契約を行い、請負者の負担において配管、配線及びメーターの取付を実施し、監督官の確認を得た後に使用する。なお料金は請負者の負担とする。
- (10) 作業は平日 0 8 1 5 ～ 1 7 0 0 の間を基本とし、それ以外の時間に作業を要する場合は、前日の 1 2 0 0 までに残業届を提出し、承認を受ける。
- (11) 作業実施時に発生した発生材は、監督官の指示する場所に搬入し、発生材調書とともに官側へ引き渡すものとする。
- (12) 作業完了の際は、所定の様式による完了届を提出し、検査官の完了検査を受ける。なお、不合格の場合は、速やかに手直しを行い、再検査を受ける。
- (13) 防災に関しては万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにするほか、事故が発生した場合には、速やかに監督官へ報告する。

- (14) 作業実施箇所及び許可された場所以外への立入は禁止とする。また、作業実施中に施設等に損害を与えた場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、請負者の責任において復旧する。
- (15) 本役務期間中に不良箇所及び修理を要する箇所が発見された場合は見積書を作成し、監督官へ報告するものとする。

6 貯湯槽概要

役務の対象となる貯湯槽は以下のとおり

(1) №.97建物

ア 医務室貯湯槽

規格・容量 : 亀山鉄工所製 鋼製5000ℓ
 刻印番号 : 宮12892
 検査証番号 : 837
 伝熱面積 : 0.61
 設置年月 : H8.8

イ 安全弁

型式 : ベン製 SL-38 レバー無し
 呼び径 : 25A
 仕様 : 0.5Mpa

(2) №.130建物

ア 体育館貯湯槽

材質・容量 : 亀山鉄工所製 鋼製1,500ℓ
 刻印番号 : 宮12457
 検査証番号 : 829
 伝熱面積 : 1.71
 設置年月 : H6.3

イ 安全弁

型式 : ベン製 SL-38 レバー無し
 呼び径 : 32A
 仕様 : 0.5Mpa

(3) №.133建物

ア 隊舎貯湯槽

材質・容量 : 亀山鉄工所製 鋼製3,500ℓ
 刻印番号 : 宮12486
 検査証番号 : 830
 伝熱面積 : 3.91
 設置年月 : H6.4

イ 安全弁

型式 : ベン製 SL-38 レバー無し
 呼び径 : 40A
 仕様 : 0.5Mpa

(4) №.1 3 9 建物

ア 食堂貯湯槽

材質・容量 : 亀山鉄工所製 鋼製 5 0 0 0
 刻印番号 : 宮 1 4 4 9 7
 検査証番号 : 8 4 2
 伝熱面積 : 0. 6 1
 設置年月 : H 7. 1

イ 安全弁

型式 : ベン製 S L-3 8 レバー無し
 呼び径 : 2 5 A
 仕様 : 0. 5 M p a

(5) №.1 4 4 建物

ア 浴場貯湯槽

材質・容量 : 亀山鉄工所製 鋼製 1, 5 0 0 0
 刻印番号 : 宮 1 5 0 1 0
 検査証番号 : 8 4 5
 伝熱面積 : 2. 6
 設置年月 : H 2 7. 7

イ 安全弁

型式 : ヨシタケ製 A L-1 5 0 T-N
 呼び径 : 2 0 A
 仕様 : 0. 5 M p a

(6) №.1 4 4 建物

ア 浴場貯湯槽

材質・容量 : 亀山鉄工所製 鋼製 1, 5 0 0 0
 刻印番号 : 宮 1 5 0 1 1
 検査証番号 : 8 4 6
 伝熱面積 : 2. 6
 設置年月 : H 2 7. 7

イ 安全弁

型式 : ヨシタケ製 A L-1 5 0 T-N
 呼び径 : 2 0 A
 仕様 : 0. 5 M p a

7 清掃作業

- (1) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面及び熱交換器等に付着した物質を除去し洗浄する。
また、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。
- (2) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク外装及び周辺の清掃を行う。
- (3) 清掃終了後、水道引き込み管内の貫いさび等がタンク内に流入しないようにする。
- (4) マンホール当たり面部分等の既設パッキン類撤去は入念に実施し、漏水等の防止を図ること。
- (5) 温度計及び圧力計並びにボルトナット類は異物等を除去し変形や損傷等の異常を確認すること。
- (6) 性能検査受検のため、清掃整備完了後にマンホールカバープレート及び貯湯槽付属品等は、養生シートを使用し種類ごとに整理し配置すること。
- (7) 清掃終了後、塩素剤を用いて槽内の消毒を 2 回以上実施すること。
- (8) 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/ℓ 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等品以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- (9) タンク内の全壁面、床面及び天井の下面について、消毒剤を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を使用して入念に行うこと。
- (10) 消毒に用いた排水は、タンク外へ完全に排除すること。
- (11) 消毒終了後は、タンク内に人の立入を禁止する措置をすること。

- (12) 安全弁（逃し弁）等は、清掃前に撤去（再使用）し官側に引継ぐとともに、性能検査後は、引継ぎを行った安全弁（逃し弁）等を官側から受領し貯湯槽に復旧すること。
- (13) 貯湯槽復旧後、使用圧力及び温度に達した状況において各部分の増し締めを行い、各部の漏水等の点検を実施すること。
- (14) 受水槽の水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、次表の左欄に掲げる項目について、同表中欄に掲げる基準に基づき、同表右欄に掲げる方法で、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

検査項目	水質基準	検査又は測定方法
濁度	2 度以下	水質基準に関する省令に定める方法又は、これと同等以上の精度を有する方法
PH 値	5.8 以上 8.6 以下	
有機物（TOC）	3mg/1 以下	
一般細菌	100 個/1ml 以下	
大腸菌	検出されないこと	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の 0.2 以上 結合残留塩素の場合は百万分の 1.5 以上	

8 履行期限

性能検査受験のため、6 (3)、(4)、(5)の貯湯槽清掃は令和 8 年 5 月 2 5 日（月）までに完了、また 6 (1)、(2)、(6)の貯湯槽清掃は令和 8 年 7 月 3 0 日（木）までに完了させるものとし、復旧整備及び燃焼試験は性能検査受験後、速やかに実施する。

9 検査立合

請負者は、ボイラー性能検査当日（令和 8 年 5 月 2 6 日）に、監督官の指示により検査立合を行うものとし、不良箇所等が認められた場合は、速やかに監督官と日程を調整のうえ、手直しを実施する。

10 保証期間

本役務の保証期間は役務完了日から 1 年間とし、本役務による不良箇所があった場合は、請負者の負担において再整備を実施する。

11 その他

- (1) 作業は健康状態が良好なものが行う。
- (2) 作業衣及び使用器具はタンクの掃除専用のものとする。また、作業にあたっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにする。
- (3) 槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 分解整備の前後に蒸気管及び給湯管へ遮蔽板の設置・撤去を実施する。
- (5) 事故防止のため、作業前後に実施する次に掲げる機器類の操作等は官側担当者の立会の下、請負者側が実施すること。
 - ア 水位低減時及び水位回復時の弁操作
 - イ 熱交換器の弁類操作
 - ウ マンホール開閉操作
 - エ 排水及び水張時の水位監視

12 提出書類

提出書類は別紙による。